

令和8年7月21日

行政視察活動記録

教育民生常任委員会
委員長 松岡 裕明

年 月 日	令和8年7月14日(火)から 令和8年7月16日(木)まで
場 所 及び目的	滋賀県守山市・・・文化財保護について 愛知県瀬戸市・・・こどもの権利条例について 愛知県みよし市・・・こどもの権利条例について

年 月 日	令和8年7月14日（火）
相 手 方 及び目的	滋賀県守山市・・・文化財保護について 近年、人口減少や少子高齢化の進展、地域コミュニティの変化などにより、文化財を取り巻く環境は大きく変化している。文化財の保存や継承に携わる担い手不足も深刻化しており、従来の指定文化財を中心とした保護だけでは、地域に残る貴重な歴史や文化を次世代へ引き継ぐことが難しくなっている。 こうした中、文化財保護法の改正により、市町村が地域に存在する文化財を総合的に把握し、保存と活用を一体的に進めるための「文化財保存活用地域計画」の策定が進められている。 守山市では、令和4年度から令和13年度までを計画期間とする「守山市文化財保存活用地域計画」を策定し、指定・未指定を問わず地域に存在する文化財を総合的に保存・活用する先進的な取組を進めていることから、その内容について視察を行った。
内 容 ・ 結果等	1 守山市文化財保存活用地域計画策定の基本的な考え方 守山市には、国や県、市によって指定された文化財が数多く存在している。一方で、地域に受け継がれてきた建造物や祭礼、伝統行事、古文書、景観などの中には、行政による指定を受けていないものも数多く存在している。守山市では、このような未指定文化財についても地域の歴史や文化を語るうえで重要な存在であると位置付けている。さらに、自然環境や歴史的景観、人々の暮らしの営みなども含め、地域の歴史文化を構成する要素として捉えている点が特徴である。 計画では、指定文化財だけでなく未指定文化財や地域資源も含めて総合的に「守山市の文化財」と位置付け、その保存と活用を推進している。 2 守山市における文化財の捉え方 守山市文化財保存活用地域計画においては、文化財を単なる歴史的遺産としてではなく、地域の魅力や個性を形成する重要な資源として捉えている。

従来の文化財行政では、国や県、市が指定した文化財を中心に保護施策が実施されてきた。

しかし守山市では、

- ・国指定文化財
- ・県指定文化財
- ・市指定文化財
- ・未指定文化財
- ・祭礼や伝統芸能などの無形文化財
- ・歴史的景観や自然環境

などを包括的に文化財として位置付けている。

これにより、これまで十分な評価や保護が行われてこなかった地域資源についても保存・継承の対象としている。



「守山市文化財保存活用地域計画」より

3 守山市文化財保存活用地域計画の推進体制

計画期間は令和4年度から令和13年度までの10年間となっている。

また、計画の実効性を確保するため、「守山市文化財保存活用地域計画協議会」を設置し、年次評価、中間評価、最終評価を実施している。

単に計画を策定するだけでなく、継続的な検証と見直しを行う仕組みを構築している点は高く評価できる。

4 守山市における文化財の保存と活用の取組

守山市では文化財を「守る」だけでなく、「活かす」ことにも重点を置いている。

文化財を地域学習や観光資源として活用することにより、市民が地域の歴史や文化に触れる機会を増やし、文化財への理解や愛着を深めることを目指している。

また、地域住民や各種団体との連携により、文化財の調査、保存、継承活動を進めている。文化財を行政だけで管理するのではなく、地域全体で守り育てていくという考え方が計画の根底にある。

【所感】

今回の視察で特に印象的であったのは、「指定文化財だけを守る」という従来型の文化財保護から脱却し、地域に存在するあらゆる歴史文化資源を対象としている点である。

地域には指定文化財以外にも、古くから伝わる祭礼や地域行事、歴史的建造物、景観など、多くの価値ある資源が存在している。しかし、それらは指定制度の枠組みの外にあるため、十分な保護や継承が行われていないケースも少なくない。

守山市では、そのような未指定文化財にも光を当て、地域全体の歴史文化を面的に捉えている。これは文化財行政を単なる保護行政ではなく、まちづくりや観光振興、地域活性化につなげる視点を持った先進的な取組であると感じた。

また、文化財の保存において最も重要なのは「人」であることも再認識した。人口減少や高齢化が進む中、文化財を守り伝える担い手の確保は全国共通の課題となっている。

内容・
結果等

守山市の取組は、市民参加や地域連携を重視しており、文化財を地域全体で支える仕組みづくりを進めている点が参考になった。

本市においても、指定文化財だけでなく、地域に残る未指定文化財や伝統行事、歴史的景観などを含めた総合的な文化財行政の推進が求められる。

特に、

- ・地域に眠る未指定文化財の調査と把握
- ・文化財のデジタルアーカイブ化
- ・地域住民や保存団体との連携強化
- ・学校教育における郷土学習の充実
- ・文化財を活用した観光振興や地域活性化
- ・文化財継承の担い手育成

などについて積極的に取り組む必要がある。

また、文化財は単なる過去の遺産ではなく、地域の誇りやアイデンティティを形成する重要な資源である。そのため、保存と活用を両立させながら、将来世代へ継承していく視点が重要であると考えます。

守山市文化財保存活用地域計画は、指定・未指定を問わず地域に存在する歴史文化資源を総合的に捉え、保存と活用を一体的に推進する先進的な取組であった。特に、地域全体を文化財として捉える考え方や、市民参加による保存継承の仕組みづくりは大変参考となった。

本市においても、文化財を地域の重要な資産として再認識し、保存だけでなく活用にも重点を置いた文化財行政を推進することで、地域の魅力向上や持続可能なまちづくりにつなげていく必要があると考えます。



備 考

(参加者) 教育民生常任委員会委員 7 名
子育て支援課 1 名、生涯学習課 1 名、議会事務局 1 名 計 10 名

年 月 日	令和 8 年 7 月 1 5 日（水）
相 手 方 及 び 目 的	愛知県瀬戸市・・・こどもの権利条例について 近年、少子化の進行や核家族化、地域コミュニティの希薄化、共働き世帯の増加などにより、子どもや若者を取り巻く環境は大きく変化している。また、貧困や虐待、不登校、ひきこもり、ヤングケアラーなど、子どもや若者が抱える課題は複雑化・多様化しており、行政のみならず地域社会全体で対応していくことが求められている。 さらに、令和 5 年にこども基本法が施行され、国は「こどもまんなか社会」の実現を掲げた。子どもを保護や支援の対象としてのみ捉えるのではなく、一人の権利主体として尊重し、その意見を政策に反映していくことが自治体にも求められている。 このような状況の中、瀬戸市では全国的にも早い段階から子どもの権利条例を制定するとともに、第 2 次瀬戸市子ども総合計画を策定し、子ども・若者施策を総合的に推進していることから、その取組について視察を行った。
内 容 ・ 結 果 等	1 瀬戸市子ども総合計画策定の背景と目的 瀬戸市では令和 2 年 3 月に瀬戸市子ども総合計画を策定し、子ども・若者や子育てに関する施策を推進してきた。 その後、こども基本法の施行やこども家庭庁の発足など、国の子ども政策が大きく転換したことを受け、第 1 次計画の評価・検証を行うとともに、新たな課題への対応を図るため、第 2 次瀬戸市子ども総合計画を策定した。 計画では、子どもや若者が身体的、精神的、社会的に幸福な生活を送ることのできる「こどもまんなか社会」の実現を目標として掲げている。 また、子どもや若者だけでなく、家庭、学校、地域、NPO、企業など多様な主体が連携し、「まちぐるみ」で子どもの成長を支えるという考え方を基本としている。 2 瀬戸市子ども総合計画の特徴 本計画は、こども基本法に基づく「市町村こども計画」として位置付けられている。 さらに、 ・子ども・若者計画 ・子どもの貧困対策計画 ・子ども・子育て支援事業計画 ・次世代育成支援行動計画 ・ひとり親家庭自立促進計画 ・成育医療等に関する計画 など、複数の法定計画を一体化している。 これにより、妊娠・出産期から子ども期、若者期までを切れ目なく支援する体制を構築している。 「第 2 次瀬戸市子ども総合計画」より

3 瀬戸市子どもの権利条例と子ども参画

瀬戸市の大きな特徴は、子どもたちの意見を十分にくみ取り、子どもたちを主体として考えた条例となっていることである。

条例制定にあたっては、子ども・若者会議の委員が条例案の作成段階から参画し、自ら意見を述べながら内容を作り上げた。さらに条例制定後も、子どもたち自身が条例の周知活動に参加している。これは行政が子どもに説明するだけでなく、子ども自身が主体となって条例の意義を発信する仕組みであり、「子どもの意見表明権」や「参加する権利」を実践している事例である。

また、子ども・若者会議を継続的に運営し、政策形成への参画機会を保障している点も特徴的である。

4 瀬戸市における現状認識と課題

瀬戸市では第 1 次計画の検証を通じて、いくつかの課題を整理している。

第一に、子どもの権利に関する理解が十分に進んでいないことである。アンケート調査では、子ども自身だけでなく保護者や地域住民においても、子どもの権利についての認知度が高いとはいえない状況が確認された。

第二に、保育需要や放課後児童クラブ利用の増加への対応である。共働き世帯の増加により低年齢児保育や学童保育のニーズが高まっており、待機児童対策や保育の質の向上が課題となっている。

第三に、居場所づくりである。子どもや若者が安心して過ごせる場所や、多様な体験ができる環境へのニーズが高まっていることから、「居たい」「行きたい」「やってみたい」を実現できる居場所づくりが求められている。

第四に、貧困、虐待、不登校、ひきこもりなどの困難を抱える子ども・若者への支援である。

これらの課題は単独の機関では対応できず、福祉、教育、医療、地域などの連携が不可欠であるとされている。

【所感】

今回の視察で最も印象的だったのは、瀬戸市が「子どもを支援する」という発想に加え、「子どもの権利を保障する」という視点を明確に持っていることであった。

従来の子育て支援施策は、大人が子どものために何をするかという観点が中心であった。しかし、こども基本法の理念は、子ども自身が意見を持ち、その意見が尊重される社会を実現することにある。

瀬戸市は子ども・若者会議や子どもの権利条例を通じて、その理念を具体的な制度として実践している。

また、条例制定そのものを目的とするのではなく、条例を活用して子どもの権利を市民へ浸透させようとしている姿勢も高く評価できる。

さらに、居場所づくりや貧困対策、虐待防止など個別施策についても、「子どもの最善の利益」という共通理念のもとで整理されている点は非常に参考になった。

本市においても、少子化や人口減少が進行する中、子ども・若者施策は将来のまちづくりを支える重要な政策である。

今後は、

- ① 子どもの権利に関する啓発の強化
- ② 子どもが意見を表明できる機会の制度化
- ③ 子ども・若者の社会参画の推進
- ④ 多様な居場所づくりの推進
- ⑤ 困難を抱える子ども・若者への切れ目ない支援体制の構築
- ⑥ 行政だけでなく地域全体で支える仕組みづくり

を進める必要がある。

特に、子ども自身が政策形成や地域活動に参加できる仕組みは、将来の地域社会を担う人材育成にもつながるものであり、積極的に検討すべきであるとする。

瀬戸市の取組は、「こどもまんなか社会」の理念を具体的な制度や事業に落とし込み、子どもの権利保障と社会参画を推進している先進的な事例であった。

子どもや若者を地域の未来を担う存在として尊重し、その意見を政策に反映する仕組みを構築している点は、今後の自治体運営において極めて重要な視点である。

今回の視察で得た知見を本市の施策検討に活かし、子ども・若者が安心して成長し、自らの可能性を発揮できるまちづくりの推進につなげていきたい。



備 考

(参加者) 教育民生常任委員会委員 7 名
子育て支援課 1 名、生涯学習課 1 名、議会事務局 1 名 計 1 0 名

年 月 日	令和 8 年 7 月 1 6 日（木）
相 手 方 及 び 目 的	愛知県みよし市・・・こどもの権利条例について みよし市では、こどもを保護や支援の対象として捉えるだけではなく、「権利の主体」として位置付け、その権利を保障することを目的とした「みよし市こどもの権利条例」を制定している。 条例制定にあたっては、子育て支援施策の充実を主目的とするのではなく、市民やこども自身にこどもの権利について理解を深めてもらい、こどもが権利に基づいて意見を表明できる環境づくりを重視した点が特徴でありこどものためのこどもの権利条例制定を目指しているなどの取り組みについて視察を行った。
内 容 ・ 結 果 等	みよし市では、令和 5 年 4 月 1 日に行政組織を見直し、「こども未来部」を新設している。子どもに関する施策を一元的に所管し、子育て支援にとどまらず、教育・福祉・権利保障を含めた総合的な施策を推進する体制を整えていた。 市では、「みよし市で子育てしたい、子育てして良かった」「みよし市に生まれ、育って良かった」と市民が実感できるまちづくりを目標に掲げ、子ども施策を重点的に展開している。 こどもの権利条例については、こども基本法やこども大綱が掲げる「こどもまんなか社会」の実現を目指し、「子育て支援のための条例」ではなく、「こどもの権利を保障するための条例」と位置付けて制定を進めている点が特徴であった。 条例の策定にあたっては、アンケート調査、小・中学生へのインタビュー、こども会議（ワークショップ）、シールアンケート、ホームページによる意見募集、パブリックコメントなど、多様な方法で子どもや保護者、市民の意見を収集し、さらに川崎市への先進地視察も実施するなど、約 1 年半をかけて丁寧に議論を重ねていた。 また、令和 8 年度からは、「しあわせをこどもと選べるまち みよし市」を基本理念として、新たな子ども施策を展開している。 主な施策として、物価高騰の影響を受ける低所得世帯を支援するため、ひとり親家庭や就学援助受給世帯、住民税非課税世帯などを対象に、児童 1 人当たり月額 6,000 円を支給する「こども応援緊急手当」を創設していた。さらに、夏休み期間中には児童館や交流センターなど市内 11 か所の公共施設を活用し、子どもの居場所づくりと昼食の提供を実施している。低所得世帯の子どもは無料、それ以外の子どもについても市が費用の一部を負担し、利用しやすい制度としている。加えて、放課後児童クラブ利用者を対象に、夏・冬・春の長期休業期間中の昼食提供も実施しており、保護者の負担軽減と子どもの食の確保を図っていた。 公益財団法人「あすのば」と連携し、子どもの貧困対策について現状分析や課題整理を行い、より効果的な施策につなげる取組も進められていた。

条例は、
「こどもの権利の保障」
「こどもの安全・安心の確保」
「オールみよしによるこども・子育て支援」
の3つを柱としている。



みよし市こどもの権利条例の 基本となる柱

①こどもの権利の保障

こどもの権利の擁護とそのための実用性を確保

②こどもの安全・安心の確保

差別やいじめや貧困などへの速やかな対応や安心して過ごせる居場所の充実

③こども・子育ての支援はオールみよしで

家庭や学校、保育園、地域などのそれぞれの役割を明確にし、オールみよしで向き合う

また、条例策定過程では「こども会議」や「こどもパブリックコメント」を実施し、こどもたちの意見を実際の条文へ反映させている。

さらに、条例制定後の周知についても広報紙やホームページ、SNSに加え、小中学生へのタブレット配信や高校生向けチラシ配布など、対象に応じた手法を用いている点が特徴的であった。

「みよし市こどもの

権利条例リーフレット」より

また、小山市長が自ら指揮を執り制定に結び付けた経緯もあり市長から直接説明が聞けたことで制定までの苦労がうかがい知れた。

【所感】

近年、「こども基本法」の施行や国のこども政策の推進により、こどもの意見表明権や社会参画の重要性が高まっている。そのような中、みよしの取組は、条例制定そのものではなく、条例を通じてこどもの権利意識を社会全体に浸透させることを目的としている点に大きな意義があると感じた。

特に評価すべき点は、条例策定の段階からこどもの意見を取り入れ、さらに条例施行後も「こども会議」を位置付けることで、継続的な意見反映の仕組みを制度化していることである。行政がこどもの意見を聴く機会は多くあるが、制度として明確に位置付けている自治体はまだ多くない。

また、いじめや差別、貧困などの課題を「権利侵害」の視点から捉えていることも特徴である。福祉施策として支援するだけでなく、こどもの権利を守るという観点から対応している点は、今後の自治体運営において重要な視点であると考ええる。

本市においても、こども施策を推進する上で、こどもを支援の対象としてのみ捉えるのではなく、権利の主体として尊重する視点をより明確にする必要がある。

そのためには、こどもの意見を継続的に聴取する仕組みの構築や学校や地域活動における意見表明機会の拡充、こどもの権利に関する啓発活動の推進などが重要であると考ええる。

また、条例制定の有無にかかわらず、こどもの参画を制度的に保障する仕組みを整備することで、こども自身が地域づくりの担い手として関わる環境づくりにつながるものと考ええる。

みよし市の取組は、こどもの権利をまちづくりの基本理念として位置付け、こどもの意見を政策形成に反映する仕組みを構築している先進事例であった。本市においても、こどもが安心して成長できる環境づくりとともに、意見表明や社会参画を保障する仕組みの充実を図り、こどもの権利を尊重したまちづくりを推進していく必要があると考える。



備 考

(参加者) 教育民生常任委員会委員 7 名
子育て支援課 1 名、生涯学習課 1 名、議会事務局 1 名 計 1 0 名